# 「65歳超雇用推進助成金」　フローチャート

(1) 雇用保険適用事業所の事業主であるか

NO → 受給不可

YES ↓

(2) 以下のいずれにも該当しないか
・過去に定年の定めを廃止している
・定年を定めていない

NO → 受給不可

YES ↓

(3) 下記(5)の定年の引上げ等の制度の実施日（施行日）から起算して1年前の日から、以下の高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じているか
・65歳以上への定年の引上げ
・65歳以上の継続雇用制度の導入（※1）

NO → 受給不可

YES ↓

(4) 1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者（※2）が1人以上いるか

NO → 受給不可

YES ↓

**受給できる可能性があります**

●詳細な支給要件をご確認させていただきますので、ご希望の方はお気軽にご連絡ください

↓

(5) 平成28年10月19日以降に、労働協約又は就業規則による、以下のいずれかに該当する制度を実施する
・65歳以上への定年の引上げ
・定年の定めの廃止
・66歳以上の継続雇用制度の導入

↓

(6) 上記(5)の定年の引上げ等の制度を規定する際に、以下のいずれかに該当する経費を要する
・就業規則作成の委託費
・相談に要した経費

↓

(7) どの制度を実施するか
A. 65歳以上への定年の引上げ
B. 定年の定めの廃止
C. 66歳以上の継続雇用制度の導入

●制度の実施日の翌日から起算して2か月以内に申請する必要があります

※1 平成25年３月３１日までに継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で設けている場合

| | |
|---|---|
| 平成28年３月31日まで | 61歳以上の人に対して |
| 平成31年３月31日まで | 62歳以上の人に対して |
| 平成34年３月31日まで | 63歳以上の人に対して |
| 平成37年３月31日まで | 64歳以上の人に対して |

※2 定年前の無期雇用労働者（期間の定めのない労働者）
又は
定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている労働者

Copyright © Alliance Social Insurance & Labour Inc. All Right Reserved.